

○大衡村児童生徒就学援助費支給要綱

平成18年7月27日

教委告示第11号

改正 平成20年1月16日教委告示第2号

平成21年12月15日教委告示第17号

平成24年3月22日教委告示第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難な児童及び生徒の保護者に対して村が就学に必要な費用の一部を援助（以下「就学援助」という。）することに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「児童生徒」とは、村内に住所を有し、かつ本村の設置する小学校又は中学校に在学する児童及び生徒をいう。

2 この要綱において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童生徒を現に監護する者をいう。

(援助の種類)

第3条 就学援助は、次に掲げるものに行うものとし、内訳は別表1のとおりとする。

- (1) 学用品費
- (2) 通学用品費
- (3) 修学旅行費
- (4) 校外活動費
- (5) 新入学児童・生徒学用品費等
- (6) 学校給食費

(受給の資格)

第4条 就学援助を受けることのできる保護者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2号に規定する要保護者
- (2) 前年度又は当該年度において生活保護法に基づく保護の停止又は廃止になった者
- (3) その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員がその属する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課せられていない者

- (4) 児童扶養手当受給者（その受給を全額受ける者に限る。）
 - (5) 災害等で被害を被り，生活が困窮していると認められる者
 - (6) 前各号に掲げる者のほか，特に援助が必要であると認められる者
- （受給の申請）

第5条 就学援助を受けようとする保護者は，就学援助費支給申請書（様式第1号）に，教育長が必要と認める書類を添付し当該学校長又は教育長へ提出しなければならない。ただし，前条第1号に規定する要保護者については，この限りではない。

2 前項の就学援助の申請をした保護者は，申請の事実について学校長又は民生委員児童委員が調査を行うときは，これに協力しなければならない。

（受給者の認定）

第6条 教育長は，就学援助費受給申請書を受理したときは，当該申請内容に基づき，要保護及び準要保護児童生徒に係る世帯票（様式第2号）（以下「世帯票」という。）を作成し，校長の意見を求め，速やかに就学援助費の支給の適否を決定し，就学援助費認定・非認定通知書（様式第3号）により申請者に通知するとともに，支給の認定を受けた者（以下「受給者」という。）の児童生徒の在学する学校長に，就学援助受給者通知書（様式第4号）により通知するものとする。ただし，必要に応じて当該地区民生委員児童委員に通知することができるものとする。

（支給の額）

第7条 就学援助の支給額は，毎年度予算の範囲内で文部科学省から示された予算単価表に基づいて村長が定める。

（支給の取消）

第8条 就学援助を受けている保護者が次の各号のいずれかに該当したときは，支給を取り消すものとする。

- (1) 保護者が辞退したとき。
- (2) 児童生徒が死亡したとき。
- (3) 児童生徒が転出したとき。
- (4) 保護者の経済状況が好転したと認められたとき。
- (5) 虚偽の申請により援助費の支給を受けていることが判明したとき。
- (6) その他教育長が援助費の支給を要しないと認めたとき。

2 教育長は，前項の規定により決定を取り消したときは，就学援助費支給決定取消通知書（様式第5号）により，当該受給者に通知するものとする。

3 支給期間の途中において、支給取消を受けた者は、支給が取り消された日の属する月から支給を行わないものとする。

(援助費の返還)

第9条 教育長は、前条の規定により援助費の取消を受けた者がいる場合には、既に支給した援助費の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この要綱の実施に必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年1月16日教委告示第2号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月15日教委告示第17号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月22日教委告示第4号)

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

別表1 (第3条関係)

対象経費	定義
学用品費	児童又は生徒の所持にかかわる物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品(実験、実験材料を含む。)又はその購入費
通学用品費	児童又は生徒(第1学年を除く。)が通学のために通常必要とする通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等又はその購入費
修学旅行費	児童生徒が小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回参加する修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費及び見学科並びに修学旅行に必要な経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、しおり代、荷物輸送料、通信費及び旅行取扱料金の額
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	児童又は生徒が校外活動(学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動(修学旅行を除く。))をいう。以下同じ。)のうち宿泊を伴わないものに参加するため、直接必要な交通費及び見

	学料
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	児童又は生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するため、 直接必要な交通費及び見学料
新入学児童生徒学用品 費等	新入学児童生徒又は生徒(年度当初に援助給付対象として認定された児童生徒に限る。)が通常必要とする学用品、通学用品(ランドセル、カバン、通学服、雨靴、雨傘、上履き、帽子等)の購入費
学校給食費	学校給食に要する費用で保護者が負担する額

様式第1号(第5条関係)

平成 年 月 日

大衡村教育委員会 殿

住所
氏名(保護者)
電話

就学援助費受給申請書(新規・継続)

下記により、就学援助費の支給を受けたいので申請します。

記

1 申請理由

- 1 生活保護を受けている者 2 生活保護の停止又は廃止された者
3 市町村民税の非課税世帯 4 児童扶養手当の受給者(全額)
5 その他

※ 具体的な理由(できるだけ詳しくご記入ください。)

2 家族の状況

番号	氏名	続柄	性別	生年月日	勤務先又は学校学年	所得の年額(円) ()平均月収
1		本人			大衡 学校 年	
2		本人			大衡 学校 年	
3		世帯主				()
4						()
5						()
6						()
7						()
※ その他の事項(年額)						
児童手当				円	()年金	円
児童扶養手当				円	その他	円
家賃				円		

(注) 1 家庭状況の所得欄の()の中には、月の平均月収を記入してください。

(所得には年金、失業保険等も含まれます。)

2 申請の内容について、地区の民生委員児童委員が訪問することもあります。

要保護及び準要保護児童生徒に係る世帯票

整理番号		要保護・準要保護	現住所			
教育扶助の有無	有・無	児童生徒氏名		保護者氏名		
家庭の状況 保護者本人を含む		氏名	続柄	生年月日	職業・学校学年	備考
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
<p>就学援助を必要と認める者についての学校長の意見</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる。 2 生活状態が悪いため、学校納付金が滞りがちである。 3 母子(父子)家庭で経済的に不安定である。 4 扶養親族が多く、収入より生活が困難である。 5 保護者・親族が病弱のため、働けず収入が少ない。 6 その他(具体的に記載のこと) 						

上記の者を 要保護・準要保護 が必要な児童生徒として報告します。
平成 年 月 日

学校長 印

大衡村教育委員会 殿

報告年月日	小学校						中学校		
	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	1学年	2学年	3学年
学校長印									

上記の者を 要保護・準要保護 児童生徒として認定します。
平成 年 月 日

大衡村教育委員会 印

学校長 殿

認定年月日	小学校						中学校		
	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	1学年	2学年	3学年
教育委員会印									

様式第3号(第6条関係)

就学援助 認定・非認定 通知書

第 号
平成 年 月 日

様

大衡村教育委員会教育長 印

平成 年 月 日に申請のあった就学援助申請について、下記のとおり認定・非認定します。

記

認定内容

就学援助の対象児童生徒

児童生徒氏名	学校名	学年	備考

非認定理由

様式第4号(第6条関係)

就学援助受給者通知書

第 号

平成 年 月 日

大衡村立 学校長 様

大衡村教育委員会教育長 印

下記の者を就学援助受給者に決定したので通知します。

記

受給者氏名 (保護者)	児童生徒氏名	学年	支給開始 年 月 日	備 考

様式第5号(第8条関係)

就学援助費支給決定取消通知書

第 号
平成 年 月 日

様

大衡村教育委員会教育長 印

平成 年 月 日付け 第 号で通知した就学援助費の支給の決定については、下記のとおり取り消したので通知します。

記

1 児童又は生徒氏名

(大衡村立大衡 学校 年 組)

2 取消理由

3 取消年月日

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 6 条関係)

様式第 4 号 (第 6 条関係)

様式第 5 号 (第 8 条関係)